

専門医・認定医共通更新及び受験申請の為の配点表に対する更新に必要な点数の医療倫理・医療安全講習会出席点の例外規定の適用拡大に関する細則

(趣 旨)

第1条 専門医・認定医共通更新及び受験申請の為の配点表（以下、「配点表」という）に定める医療倫理・医療安全講習会出席点数の例外規定の適用は、同表に定めるもののほかこの細則により行うものとする。

(例外適用の対象の補足)

第2条 平成31年3月31日までに更新を行う者であって、その専門医又は認定医の資格が本来の更新時期に更新されなかった次の各号のいずれかに該当する者につき、規定の期限を超えて例外適用の対象とする。

- (1) 更新保留申請を行い、次回更新時期が平成32年3月31日に変更された者
 - (2) 認定期間の延長申請を行い、次回更新時期が平成32年3月31日以降に変更された者
- 2 前項第2号に定める認定期間の延長申請を行った者について、例外適用の対象となる期限は、平成34年3月31日までとする。

附 則

(実施期日)

この細則は、平成29年9月3日から実施する。